

文芸美術国民健康保険組合規約

第一 (名称及び目的) この組合は、文芸美術国民健康保険組合

第二 (事務所の所在地) 主たる事務所を東京都千代田区

第三 (地区) 組合は、全国の都道府県をその地区とする

第四 (公告の方法) 組合の公告は、組合の掲示場に掲示し、

第五 (組合員の範囲) 組合員は、文芸・美術及び著作に従事する

第六 (被保険者の範囲) 組合員及び組合員の世帯に属する

第七 (加入の申込) 組合員に加入しようとする者は、氏名、住所

第八 (入会の決定) 前項の申込をした者は、常務理事が加入

第九 (変更の届出) 第七條第一項に掲げる事項に変更があつた

第十 (療養費) 組合員が、引き続き組合員となる場合に

第一 (脱退) 組合員は、組合を脱退するには、おおむね

第二 (一部負担金等) 組合員に課する費用は、前項の通知を受け

第三 (前項の届出) 前項の届出をした者は、組合員にその旨を通知

第四 (葬祭費) 組合員が死亡したときは、その葬祭費として

第一 (保健事業) 本組合は、法第七十二條の五に規定する

第二 (課課目) 保険料の賦課期日は、四月一日とする

第三 (納付) 納付金額は、納付告知書に記載された納付額のうち

第四 (賦課額の変更) 賦課額に変更があるときは、納付告知書に記載

第一 (賦課額の変更) 賦課額に変更があるときは、納付告知書に記載

第二 (納付) 納付金額は、納付告知書に記載された納付額のうち

第三 (課課目) 保険料の賦課期日は、四月一日とする

第四 (賦課額の変更) 賦課額に変更があるときは、納付告知書に記載

これを切り捨てる。)(つき年十四、六パーセント(当該納期限の翌日から三月を経過するまでの期間に於いては年七、三パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金(当該延滞金に百円未満の端数があるときはその端数を千円未満の端数とし、その端数を千円未満の端数に切り捨てる)を算出し、その延滞金を加算して徴収し、督促状の指定期日までに徴収し、保険料を納付したとき、

二、次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき、
三、その他特別の事情があると理事長が認めた場合。
(保険料の納付期限の延長)
第二十三条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合において、当該納付義務者の申請による額を限度として、三箇月以内の期間を限りて徴収猶予することができる。

一、納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき、
二、納付義務者がその事業又は業務を休止したとき、
三、納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき、
四、前各号に掲げる理由に類する理由があったとき、

(保険料の減免)
第二十四条 理事長は、災害その他特別の事情により、生活が著しく困難となった組合員がある場合、その者の申請による額を限度として、認められるときは保険料を減免することができる。

第六章 組合会

(組合会議員の定数)
第二十五条 組合会議員の定数は、三十名とする。
第二十六条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。
第二十七条 選挙区及び選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任期)
第二十七条 組合会議員の任期は、選挙の日から起算して三年とする。ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数の異動を生じたため新たに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)
第二十八条 組合会は、法第二十七条に定めるものほか、次に掲げる事項を議決する。
一、特別積立金の繰替使用
二、法令遵守(コンプライアンス)体制の整備
三、別途準備金の設定並びに使用
三、別途準備金の設定並びに使用
(組合会の種類)
第二十九条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)
第三十条 通常組合会は、理事会の議決により毎月二十日、臨時組合会は、必要に応じ、理事会第三十一条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)
第三十二条 組合会の招集は、会日の三日前までに議事の目的たる事項及び日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所に於て送付して行うものとする。
(緊急議決)
第三十三条 組合会において、出席した議員の三分の二以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第二十七条第一項に掲げる事項については、この限りでない。

(組合会議員の任期)
第三十四条 組合会議員は、組合会議員の選挙後、最初に開かれた組合会において互選する。
第三十五条 組合会議員の任期は、組合会議員による。
(組合会の議事録)
第三十六条 理事会の議事には、議事録を作成し、議長及び出席した組合会議員二名が署名しなければならぬ。

第七節 役員及び職員
第三十七条 理事のうち一名を理事長とし、理事がこれを互選する。
第三十八条 副理事長は、理事長を補佐し、理事がこれを互選する。
第三十九条 理事のうち一名を常務理事とし、理事がこれを互選する。
第四十条 常務理事は、常時、組合の業務を掌理し、理事長を代理する。

(法令遵守(コンプライアンス)担当理事)
第四十一条 理事のうち一名を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とし、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合の業務を行う。
(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。
(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(理事の兼任の禁止)
第四十三条 理事は、他の理事又は職員と兼任してはならない。
(監事の職務)
第四十四条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び簿記に関する報告を求め、又は理事に對し、その職務の執行に必要となる事項を調査することができる。
(報酬及び費用弁償)
第四十五条 役員には報酬を支給し、費用を弁償するものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。
(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

(役員の前職)
第四十二条 役員は、前職として、役員が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとす。

一、組合会の招集及び組合会に提出する議案
二、業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
三、その過半数で決し、可否同数のときは議長が議事録に記載する
四、その他この規約に定める事項

第五十条 理事は、前項の請求は、理事の全員に限り、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。
第五十一条 理事は、前項の請求は、理事の全員に限り、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。

第九節 業務の執行及び会計
第五十二条 理事長は、規程及び組合会の議事録を理事に備えて置く。理事長は、前項の書類の閲覧を求め、理事がこれを拒否しない限り、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒否しない。

(規程の他書類の備付及び閲覧)
第五十三条 理事長は、規程及び組合会の議事録を理事に備えて置く。理事長は、前項の書類の閲覧を求め、理事がこれを拒否しない限り、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒否しない。

(規程の他書類の備付及び閲覧)
第五十三条 理事長は、規程及び組合会の議事録を理事に備えて置く。理事長は、前項の書類の閲覧を求め、理事がこれを拒否しない限り、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒否しない。

(規程の他書類の備付及び閲覧)
第五十三条 理事長は、規程及び組合会の議事録を理事に備えて置く。理事長は、前項の書類の閲覧を求め、理事がこれを拒否しない限り、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒否しない。

(規程の他書類の備付及び閲覧)
第五十三条 理事長は、規程及び組合会の議事録を理事に備えて置く。理事長は、前項の書類の閲覧を求め、理事がこれを拒否しない限り、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒否しない。

(規程の他書類の備付及び閲覧)
第五十三条 理事長は、規程及び組合会の議事録を理事に備えて置く。理事長は、前項の書類の閲覧を求め、理事がこれを拒否しない限り、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒否しない。

(規程の他書類の備付及び閲覧)
第五十三条 理事長は、規程及び組合会の議事録を理事に備えて置く。理事長は、前項の書類の閲覧を求め、理事がこれを拒否しない限り、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒否しない。

(規程の他書類の備付及び閲覧)
第五十三条 理事長は、規程及び組合会の議事録を理事に備えて置く。理事長は、前項の書類の閲覧を求め、理事がこれを拒否しない限り、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒否しない。

(会計帳簿等の閲覧) 第五十七条 組合員は、総組合員の三分の一以上の同意を得て、この帳簿及び書類の閲覧を求め、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求め、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第十章 雑則

(規則及び規程) 第五十八條 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に必要事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別に定める。

第十一章 罰則

第五十九條 組合は、組合員が法第二十二條の規定において準用する法第九條第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合、又は法第二十二條の規定において準用する法第九條第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対して、一〇万円以下の過怠金を課する。

第六十條 組合は、組合員又は組合員であった者が正当の理由なしに、法第三十三條の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられたこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して、一〇万円以下の過怠金を課する。

第六十一條 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第六十二條 前三條の過怠金の額は、状況により理事長が定める。

第六十三條 第五十九條から第六十一條までの過怠金を徴収する場合において発する納付告知書に指定すべき納付期限は、その発行の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附則

1 (施行期日) この規約は、昭和三十四年三月三十一日から施行する。

(規約の廃止) 2 文芸美術国民健康保険組合規約(昭和三十一年四月一日)は廃止する。

3 第二十二條に規定する延滞金の年七、三パーセントの割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五條第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に以下パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七、三パーセントの割合に満たないときは、その年中において、当該特例基準割合(当該特例基準割合にパーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

1 (施行期日) この規約は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則

この間の附則

自 昭和三十七年四月一日
至 平成十九年四月一日
は省略する。

1 (施行期日) この規約は、認可の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十條第一号、第二号及び第三号の規定は、平成二十年四月一日から適用し、平成二十年三月三十一日以前の一部負担金の額については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十二條、第二十二條及び第二十三條の規定は、平成二十年四月一日から適用し、施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十年四月一日以後の規約第十六條の規定は、平成二十年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、認可の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十二條、第二十二條及び第二十三條の規定は、平成二十年四月一日から適用し、施行日以前の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十年四月一日以後の規約第十六條の規定は、平成二十年四月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置) 2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第十一條の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十二年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、平成二十二年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第十一條の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十八年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十八年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十八年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十三年七月一日から施行する。

(経過措置) 2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険組合規約第十一條の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 平成二十三年七月一日以後の規約第十六條の規定は、平成二十三年七月一日以前の保険料については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十二條の五の削除は、施行日以前に適用し、施行日以前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十五年三月二十二日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十五年三月二十二日以前に適用し、なお従前の例による。

3 平成二十五年三月二十二日以後の規約第二十五條の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十六年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、平成二十六年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置) 2 施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十八年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十八年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十八年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十八年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十八年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、平成二十九年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、平成二十九年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和二年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和三年四月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置) 2 施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この規約は、令和四年六月一日から施行する。

(経過措置) 2 この規約による改正後の規約第十六條の規定は、令和四年六月一日から施行し、第二十二條及び第二十三條の規定については、令和四年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この規約は、令和五年二月一日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

1 (施行期日) この規約は、令和五年二月一日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

1 (施行期日) この規約は、令和五年二月一日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

1 (施行期日) この規約は、令和五年二月一日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

1 (施行期日) この規約は、令和五年二月一日から施行し、令和四年四月一日から適用する。